

# 年次有給休暇の計画的付与協定

第 1 条 〃と労働者代表 〃とは、社員の年次有給休暇の取得を容易にし、また取得を推進するため、〃年度の年次有給休暇について、次のとおり協定する。

2 社員は本協定で定める内容に従い年次有給休暇を取得するものとする。この場合、会社は年次有給休暇の請求の有無にかかわらず、本協定で定めるところにより年次有給休暇の取得があったものとみなす。

第 2 条 本協定で対象とする年次有給休暇は、就業規則第 〃条に定める年次有給休暇のうち、5日を超える日数とする。

2 本協定で対象とされない5日の年次有給休暇については、その取得時季が事業の正常な運営を妨げない限り、各社員の指定する時季に取得できるものとする。

第 3 条 本協定に基づいて年次有給休暇を付与する時季は次のとおりとする。

(1) 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 年 月 日から 年 月 日まで

第 4 条 本協定が成立した時点で、第2条第1項の5日に満たない社員については、その不足する日数につき特別有給休暇を与えたものとして取り扱う。

第 5 条 本協定は 年 月 日から 年 月 日まで有効とする。なお、有効期間満了の1ヶ月前に会社または労働組合のいずれから異議の申し出がない場合、さらに1年間更新するものとし、以降も同様の取扱いとする。

年 月 日

使 用 者

労働者代表